

○ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の主な変更項目について

#	該当部分	前回(第51回家きん小委)事務局側から論点として取り上げた部分と変更方針	委員、都道府県からの御意見等	具体的な変更案 (変更案の該当頁)
1	第1 基本方針	大きな論点はないか	【他の小委員会における意見】 → 発生農場での迅速対応が極めて重要である旨を明記すべき。 → 関係省庁との連携について記載すべき。	3、4ページ
2	第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備	大きな論点はないか	【他の小委員会における意見】 → 都道府県における実践的な防疫演習について記載すべき。	7ページ
3	第3 発生予察のための監視	○ 定点モニタリング対象農場の選び方 → 現行の指針では、管轄家保当たり3農場を選定することとしているが、近年の家きん飼養農場数の減少等から、選定に困難な事例があるため、地域的な偏りがない等の配慮をしつつ、より柔軟性のある農場の選定を行えるかを検討。		9ページ
4		○ 野鳥等で感染が確認された場合の対応等 → 野鳥における本病のサーベイランスにおいて、死鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合のみならず、糞便から本病のウイルスが検出された場合の措置について検討。		11ページ
5	第4 異常家きん等の発見及び検査の実施	○ 食鳥処理場における本病発生時の対応の明確化 → 現行の指針では、食鳥処理場に関して、本病が発生した際の対応については、移動制限区域の設定のみが記載されており、具体的な防疫対応については記載されていない。食品衛生部局と家畜衛生部局の役割分担の明確化や発生確定後の具体的な防疫対応について検討。	【委員からの御意見】 → 疑い事例の際に、公衆衛生部局から家畜衛生部局への連絡体制や、発生時の双方部局の役割分担等について整理すべき。	18ページ 32ページ 49ページ (+参考資料1)

6	第4 異常家きん等の発見及び検査の実施	<p>○ 疑い事例の際の農場における簡易検査を実施する羽数等の明確化 → 疑い事例の際、農場で検査する羽数について、複数羽の簡易検査を実施すると規定してあるが、具体的な羽数等の明記を検討。</p>	<p>【委員からの御意見】 → 現場の判断で検査羽数が少なすぎて再度実施する等の時間のロスが発生するケースもある一方で、状況に応じた対応が必要な場合もあり、一見良さそうに感じるが、羽数の明記の必要性は慎重に対応すべき。 → 羽数を記載することはかえって危険ではないか。</p> <p>【都道府県からの御意見】 → 現場での対応を円滑にするため、具体的な羽数を示して欲しい。</p>	14ページ (+参考資料2)
7	第5 病性の判定	大きな論点はないか		
8	第6 病性判定時の措置	<p>○ 発生に係る情報の公表について → 現行では報道機関への公表についての記載はあるが、発生農場周辺の農場への情報提供・周知等については、記載されていない。(当該県の市町村、関係団体、隣接する都道府県に所在地を連絡することにはなっている)発生に係る情報共有の範囲等について検討。</p>		26ページ
9	第7 発生農場における防疫措置	<p>○ 原則として24時間以内の疑似患畜の殺処分完了、72時間以内の死体の焼・埋却完了に係る記載について → 大規模農場等では達成が困難であることを考慮し、「原則として」という文言とともに記載している早期封じ込めのための一定の目的を示したものであり、迅速な防疫対応が遂行でき、かつ、現実に対応したまん延防止措置が実施できるよう、留意事項の記載を検討。 また、防疫措置完了の時点の明確化を検討。</p>	<p>【委員からの御意見】 → 24時間以内の殺処分について、大規模農場等では明らかに達成困難であり、どこまで原則とすればよいのかが不明。深夜に判明した場合には、事故の無いように、翌朝から始める等の措置が現実的ではないか。</p>	30、31ページ
10	第8 通行の制限	大きな論点はないか		
11	第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定	<p>○ 発育鶏卵の取扱いについて → 移動制限の対象である家きん卵のうち、種卵については、ふ卵場への移動が一定の条件下で制限の対象外となる。同様の性格を有する発育鶏卵の検査施設等への移動の取扱いについて検討。</p>		40～44ページ

12	第10 家きん集合施設の開催等の制限	○ 移動制限区域内に入った関連施設の制限について → 移動制限区域内に入った際に業務停止の対象となる施設として、「食鳥処理場」、「GPセンター」、「品評会等の家きんを集合させる催物」及び「ふ卵場」が記載されているが、これらの施設において、具体的にどの業務が停止対象に該当するのか等について明記することを検討。	【委員からの御意見】 → ふ卵場については、数多くの工程があり、線引きをするのが困難ではないか。	47ページ (+参考資料3)
13	第11 消毒ポイントの設置	大きな論点はないか		
14	第12 ウイルスの浸潤状況の確認	○ 疫学関連家きんの考え方について → 高病原性と低病原性で場合分けし、疫学関連家きんの法第32条に基づく移動制限の期間、解除のタイミング、制限の例外(食鳥処理場直行の場合など)等についての明記を検討。		53～54ページ
15	第13 ワクチン	大きな論点はないか		
16	第14 家きんの再導入	○ 再導入に際し導入するモニター家きんについて → 本病発生後、経営再開時の本格的な再導入の前に、最終的な清浄性の確認として、モニター家きんを導入し、各種の検査を実施することとなっているが、検査の時期等について記載していないため、留意事項等で明記することを検討。		59ページ
17	第15 農場監視プログラム	○ 農場監視プログラムの適用期間の変更について → 農場監視プログラムの適用期間(プログラム終了時の条件)に係る規定を検討。		60、62ページ
18	第16 発生の原因究明	○ 発生時の疫学調査チームの現地調査について → 発生毎に実施する疫学調査チームの現地調査について、より具体的なメンバー構成、調査の流れ等について留意事項に記載することを検討。		63ページ
19	第17 その他	○ 発生農場における家きん飼養者及び防疫作業従事者に対する精神面のケアについては、追記を検討		7、26、28、64ページ
20	○ 家畜保健衛生所で行う本病の検査方法について → 遺伝子検査の方法についての留意事項を削除し、別途通知することを検討。			留意事項から削除
21	○ 各検査材料のプールについて → 種々の検査について、サンプルのプールの可否が明記できるかどうかを検討。			